

令和5年 第1回定例会

美 瑛 町 議 会 会 議 録

(第4号) 3月16日 開議

美 瑛 町 議 会

議 事 日 程 (第 4 号)

令和 5 年 第 1 回 美 瑛 町 議 会 定 例 会

令和 5 年 3 月 1 6 日 午 前 9 時 3 0 分 開 議

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 議会運営について (議会運営委員会審査報告)
- 第 3 議案第 1 8 号 令和 5 年度美瑛町一般会計予算について
(予算審査特別委員会審査報告)
- 第 4 議案第 1 9 号 令和 5 年度美瑛町老人保健施設事業特別会計予算について
(予算審査特別委員会審査報告)
- 第 5 議案第 2 0 号 令和 5 年度美瑛町農業研修施設事業特別会計予算について
(予算審査特別委員会審査報告)
- 第 6 議案第 2 1 号 令和 5 年度美瑛町白金泉源事業特別会計予算について
(予算審査特別委員会審査報告)
- 第 7 議案第 2 2 号 令和 5 年度美瑛町水道事業会計予算について
(予算審査特別委員会審査報告)
- 第 8 議案第 2 3 号 令和 5 年度美瑛町公共下水道事業会計予算について
(予算審査特別委員会審査報告)
- 第 9 議案第 2 4 号 令和 5 年度美瑛町水力発電事業会計予算について
(予算審査特別委員会審査報告)
- 第 1 0 議案第 2 5 号 令和 5 年度美瑛町立病院事業会計予算について
(予算審査特別委員会審査報告)
- 第 1 1 議案第 2 6 号 美瑛町まちづくり総合計画の策定について
(美瑛町まちづくり事務審査特別委員会審査報告)
- 第 1 2 議案第 3 2 号 美瑛町職員定数条例の一部改正について
- 第 1 3 議案第 3 3 号 美瑛町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第 1 4 議案第 3 4 号 美瑛町特別会計条例の一部改正について
- 第 1 5 発議第 2 号 美瑛町議会の個人情報保護に関する条例の制定について
- 第 1 6 議案第 3 5 号 令和 4 年度美瑛町一般会計補正予算 (第 1 1 号) について
- 第 1 7 議案第 2 7 号 指定管理者の指定について
- 第 1 8 議案第 2 8 号 指定管理者の指定について
- 第 1 9 議案第 2 9 号 指定管理者の指定について

- 第 2 0 議案第 3 0 号 指定管理者の指定について
- 第 2 1 議案第 3 1 号 指定管理者の指定について
- 第 2 2 意見書案第 1 号 旭川空港の機能充実と新千歳空港の代替空港としての活用を求める意見書について
- 第 2 3 意見書案第 2 号 食料安全保障の強化及び食料・農業・農村政策の確立と酪農・畜産経営の安定を求める意見書について
- 第 2 4 所管事務調査の申し出について

○出席議員（13名）

1番	保田仁	議員
3番	増山和則	議員
4番	濱田洋一	議員
5番	大坪正明	議員
6番	中村俱和	議員
7番	穂積力	議員
8番	桑谷覺	議員
9番	高田紀子	議員
10番	野村祐司	議員
11番	青田知史	議員
12番	山本賢一	議員
13番	八木幹男	議員
議長	14番 佐藤晴観	議員

○欠席議員（なし）

○出席説明員

町長	角和浩幸君
副町長	池田由行君
会計管理者	小杉昌敏君
総務課長	今瀧毅君
まちづくり推進課長	新村猛君
移住定住推進室長	土井寛久君
税務課長	川合実智代君
住民生活課長	庄司篤史君
保健福祉課長	高木比斗志君
地域包括支援センター所長	高崎史江里君
子ども・子育て支援室長	檜山尚代君
保健センター所長	鎌田静香君
商工観光交流課長	高島和浩君
文化スポーツ課長	山下浩史君
農林課長	吉川智巳君
建設水道課長	平間克哉君
水道整備室長	岩佐和男君
町立病院事務局長	観音太郎君
総務課長補佐	真鍋大輔君
総務課財政係長	松岡歩君
教育長	鈴木貴久君
管理課長	梶原祐治君
図書館長	山上修司君
農業委員会会長	只野透君
農業委員会事務局長	栗原行可君
代表監査委員	大西宣充君

○書記

事務局長 今野聖貴君
次長 才川育世君

開議挨拶

○議長（佐藤晴観議員） おはようございます。定例会最終日、早朝よりご参集をいただきましてありがとうございます。皆さまご承知のとおり、今週の月曜、火曜、13、14の日程で、坂田美香議員の葬儀を執り行わせていただきました。坂田議員の遺志を引き継いで、しっかりと、今後、町政運営、議会運営につなげていくということは、もちろんであります。ご家族の皆さんのですね、気持ちを考えれば、我々ね、かける言葉も見当たらないというようなところではあるんですけど。ただ、坂田議員はああいう方ですから、我々にはね、いつまでもよくするな、前向いて町のことを頼むぞって言ってくれてると思います。そうやって背中を押してくれてると思いますので、しっかりと、今後、美瑛町のために働いていけたらなと思うところがあります。

今日、最終日です。議案もたくさんありますんで、いつもながら慎重審査をよろしく願いいたします。

開議宣告

○議長（佐藤晴観議員） 本日の会議を開きます。ただいまの出席議員は13人であります。暫時休憩いたします。

休憩宣告（午前 9時31分）

再開宣告（午前 9時41分）

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（佐藤晴観議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第126条の規定によって、9番高田紀子議員と11番青田知史議員を指名します。

諸般の報告

○議長（佐藤晴観議員） これから、諸般の報告を行います。
今野議会事務局長。

○事務局長（今野聖貴君）

（諸般の報告を省略する）

（報告文の記載を省略する）

○議長（佐藤晴観議員） これで諸般の報告を終わります。

日程第2 議会運営について

○議長（佐藤晴観議員） 日程第2、本定例会の議会運営について、桑谷覚議会運営委員会委員長の報告を求めます。

（「はい」の声）

桑谷委員長。

（議会運営委員会委員長 桑谷 覚議員 登壇）

○委員長（桑谷 覚議員） おはようございます。朗読をもって報告に代えさせていただきます。

（報告書の朗読を省略する）

よろしく申し上げます。

○議長（佐藤晴観議員） これで、議会運営についての報告を終わります。本日の議事日程は、議会運営委員会の報告のとおりであります。

行政報告

○議長（佐藤晴観議員） 角和町長から行政報告の申し出がありました。これを許します。

（「はい」の声）

角和町長。

（町長 角和 浩幸君 登壇）

○町長（角和浩幸君） おはようございます。行政報告に先立ちまして、冒頭、私からも、去る3月11日にご逝去されました。坂田美香議員様に心よりのご冥福をお祈り申し上げます。坂田議員の志を、私ども引き継がせていただきたいとお祈りを申し上げたい気持ちでございますし、どうぞお見守りをいただきたいとお祈りを申したい気持ちでいっぱいでございます。ご遺族の皆さまにも衷心よりお悔やみを申し上げる次第でございます。

それでは、行政報告を2点申し上げます。資料はお手元に配付のとおりでございますのでご高覧のほどお願いいたします。

1点目、いわゆる企業版ふるさと納税についてでございます。関係人口創出事業に関わりまして、2社様よりご寄附をいただきました。1社目につきましては英治出版株式会社様、本社、

東京都渋谷区、100万円のご寄附です。2社目は株式会社ジョルテ様、本社、東京都千代田区、100万円のご寄附でございます。貴い貴重なご寄附を賜りまして誠にありがとうございます。大切に大事に、有効に活用させていただきます。ありがとうございました。

2点目につきましては、大雪による施設の被害についてでございます。令和5年3月8日、大村地区におきまして倉庫の損壊1件が確認されたところでございます。被害に遭われました会社施設の皆さま方に心よりお見舞いを申し上げる次第でございます。以上でございます。

○議長（佐藤晴観議員） これで行政報告を終わります。

日程第 3 議案第 18号 令和5年度美瑛町一般会計予算について

日程第 4 議案第 19号 令和5年度美瑛町老人保健施設事業特別会計予算について

日程第 5 議案第 20号 令和5年度美瑛町農業研修施設事業特別会計予算について

日程第 6 議案第 21号 令和5年度美瑛町白金泉源事業特別会計予算について

日程第 7 議案第 22号 令和5年度美瑛町水道事業会計予算について

日程第 8 議案第 23号 令和5年度美瑛町公共下水道事業会計予算について

日程第 9 議案第 24号 令和5年度美瑛町水力発電事業会計予算について

日程第 10 議案第 25号 令和5年度美瑛町立病院事業会計予算について

○議長（佐藤晴観議員） 日程第3、議案第18号、令和5年度美瑛町一般会計予算についての件、日程第4、議案第19号、令和5年度美瑛町老人保健施設事業特別会計予算についての件、日程第5、議案第20号、令和5年度美瑛町農業研修施設事業特別会計予算についての件、日程第6、議案第21号、令和5年度美瑛町白金泉源事業特別会計予算についての件、日程第7、議案第22号、令和5年度美瑛町水道事業会計予算についての件、日程第8、議案第23号、令和5年度美瑛町公共下水道事業会計予算についての件、日程第9、議案第24号、令和5年度美瑛町水力発電事業会計予算についての件及び日程第10、議案第25号、令和5年度美瑛町立病院事業会計予算についての件を一括議題とします。議案第18号から議案第25号までについて、野村祐司令和5年度美瑛町議会予算審査特別委員会委員長の報告を求めます。

（「はい」の声）

野村委員長。

（令和5年度予算審査特別委員会委員長 野村 祐司議員 登壇）

○委員長（野村祐司議員） おはようございます。朗読をもって報告に代えさせていただきます。

（報告書の朗読を省略する）

以上、報告をいたします。

○議長（佐藤晴観議員） これから、委員長報告に対する質疑を行います。

おはかりします。議案第18号から議案第25号までの質疑は一括行いたいと思います。
ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

異議なしと認めます。したがって、質疑は一括行うことに決定しました。
それでは、質疑を許します。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

おはかりします。議案第18号から議案第25号までの討論は一括行いたいと思います。
ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

異議なしと認めます。したがって、討論は一括行うことに決定しました。
それでは討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第3、議案第18号の件を採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。
議案第18号、令和5年度美瑛町一般会計予算についての件を、委員長の報告のとおり決定す
ることに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第18号の件は委員長の報告のとおり可決されまし
た。

次に、日程第4、議案第19号の件を採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。
議案第19号、令和5年度美瑛町老人保健施設事業特別会計予算についての件を、委員長の報
告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第19号の件は委員長の報告のとおり可決されまし
た。

次に、日程第5、議案第20号の件を採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。
議案第20号、令和5年度美瑛町農業研修施設事業特別会計予算についての件を、委員長の報
告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第20号の件は委員長の報告のとおり可決されまし
た。

次に、日程第6、議案第21号の件を採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。議案第21号、令和5年度美瑛町白金泉源事業特別会計予算についての件を、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第21号の件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第22号の件を採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。議案第22号、令和5年度美瑛町水道事業会計予算についての件を、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第22号の件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第8、議案第23号の件を採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。議案第23号、令和5年度美瑛町公共下水道事業会計予算についての件を、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第23号の件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第9、議案第24号の件を採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。議案第24号、令和5年度美瑛町水力発電事業会計予算についての件を、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第24号の件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第10、議案第25号の件を採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。議案第25号、令和5年度美瑛町立病院事業会計予算についての件を、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第25号の件は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第11 議案第26号 美瑛町まちづくり総合計画の策定について

○議長（佐藤晴観議員） 日程第11、議案第26号、美瑛町まちづくり総合計画の策定についての件を議題とします。本件について、八木幹男美瑛町まちづくり事務審査特別委員会委員長の報告を求めます。

（「はい」の声）

八木委員長。

（美瑛町まちづくり事務審査特別委員会委員長 八木 幹男議員 登壇）

○委員長（八木幹男議員） 朗読をもって報告に代えさせていただきます。

（報告書の朗読を省略する）

よろしく願いをいたします。

○議長（佐藤晴観議員） これから、委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「はい」の声）

6番中村議員。

中村議員、賛成か反対か。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（6番 中村 俱和議員 登壇）

○6番（中村俱和議員） はい、6番中村です。反対討論を行います。第6次まちづくり総合計画に反対する理由を3つ述べます。

1つは、美瑛を取り巻く動向を正しく捉えていないことであります。美瑛を取り巻く社会の動向は様々あり、複雑です。その中で、最も根本は日本の失われた30年であります。日本の経済は低迷しております。国民の実質所得は、この30年余り減り続けているのであります。2020年の日本の経済成長率は世界で何と157番目であります。なぜ低迷しているのか、この要因を正しく捉えることは、美瑛の総合計画を作る上で欠かすことはできない。しかし、本計画案の中にはこれについて記述が一切ありません。

2つ目は、人口減少対策です。人口ビジョンが3年前の令和2年3月31日に発表されました。しかし、この人口ビジョンは、人口の推移であって、目標人口ではありませんでした。今回、初めて目標人口が示されました。2040年の目標人口は、何と7,570人であります。愕然とするばかりであります。なぜ人口減少を目標にするのか、謎と言うしかありません。町民は、7,570人に対しどのように反応するのか。町民の不安は更に深刻となり、お先真っ暗でしょう。人口減少によって、病院、公共施設、上下水道などのインフラの維持が難しくな

ると予想されます。美瑛高校の存続どころではなくなり、職場を現状のように維持することも難しくなるのではないかと予想されます。町外から美瑛に移住しようと考えている人たちは、思い留まるのではないかと予想されます。計画案では、活気あるまちづくりを掲げています。しかし、人口が減り続ける町が、なぜ活気あるまちづくりができるのでしょうか。町長は、4年前の選挙戦の中で、人口1万人維持を公約しました。公約はどこに行ってしまったのか、全く不可解と言うしかありません。

3つ目は、町の産業づくりです。農業と観光は、町の重要な産業であります。しかし、日照やコロナ禍によって弱点が露わになりました。一方、製造業がしっかり構築されている全国の地方自治体は、コロナ禍の影響はほとんど受けていないのであります。したがって、美瑛の町の経済構造を再度分析した上で、今後の産業の強化と再構築を図らなければなりません。製造業は安定した雇用の場であり、農畜産物の加工の市場は有力と考えます。しかし、総合計画案では、産業の将来構想についての具体的な記述はありません。しかも、商工業の振興として、商業と一体に記され、製造業が影に薄れてしまっております。これでは、人口減少に歯止めがかからず、町はますます衰退すると危惧されるのであります。

以上、美瑛の未来を憂慮する立場から、本まちづくり総合計画案に対して反対する理由を申し述べました。終わります。

○議長（佐藤晴観議員） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「はい」の声）

10番野村議員。

（10番 野村 祐司議員 登壇）

○10番（野村祐司議員） 10番野村です。議案第26号、第6次まちづくり総合計画策定承認の採決に当たり、原案賛成の立場から意見を表明いたします。まずは、まちづくり委員の熱心な協議の上に、まとめられた本計画であります。まずは敬意を表したいと思っております。

今回示された総合計画は、美瑛町共有ビジョンとして、7項目の大きな柱が示されました。社会環境の変化は急速に、それは気候であったり、紛争、食料の確保、生命や環境の変化、産業や経済の停滞など、生活を直撃する悪材料は枚挙にいとまがありません。地方自治や行政の大きな役割は、町民の皆さんの命や暮らしを安全・安心にこれらを基本にきちんと支えることにあります。つまり、円の中心は町民の皆さんであり、その周囲に行政が産業、経済、健康を支える構図が望ましいと考えております。

3年に及ぶコロナは経済ばかりでなく、人の心も大きく変えてしまいました。この先は、アフターコロナを乗り越えて、どう正常な形に創り上げていくかというのが課題であります。ご案内のように、社会の環境は大きく変わって課題が山積しております。この第6次では、環境の変化を先んじて、行政の進むべき方向を指針化しており、これが実践の方向へと向かうこと

が喫緊の課題と考えるものであります。

以上、議員各位の賛同賜りたく、賛成の討論といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤晴観議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第11、議案第26号の件を採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。議案第26号、美瑛町まちづくり総合計画の策定についての件を、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。したがって、議案第26号の件は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第12 議案第32号 美瑛町職員定数条例の一部改正について

○議長（佐藤晴観議員） 日程第12、議案第32号、美瑛町職員定数条例の一部改正についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

今瀧総務課長。

（総務課長 今瀧 毅君 登壇）

○総務課長（今瀧 毅君） よろしく申し上げます。議案第32号の提案理由につきましてご説明いたします。議案集は118頁、改正の要旨及び新旧対照表は別冊資料33頁から34頁になります。今回の美瑛町職員定数条例の一部改正については、令和5年度から公共下水道事業及び水力発電事業に地方公営企業法（昭和27年法律第292号）の財務規定等を適用し、企業会計へ移行させることに伴い、本条例の一部を改正するものです。最初に議案を朗読し、その後、資料に基づき改正内容の説明をいたします。議案集118頁になります。

（議案の朗読を省略する）

次に、別冊資料によりご説明申し上げます。別冊資料の33頁になります。

1の改正の要旨につきましては、冒頭の提案理由で説明したとおりですので説明を省略いたします。

2の改正の概要につきましては、本条例に定める職員の定数の区分中、「美瑛町公共下水道事業特別会計」及び「美瑛町水力発電事業特別会計」について、両会計の名称を改正するものです。

3、施行期日、令和5年4月1日から施行する。なお、資料34頁の新旧対照表の説明は省

略いたします。

議案集 118 頁の附則を朗読いたします。附則、この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

以上で、議案第 32 号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤晴観議員） これから質疑を行います。改正条例全文について質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第 12、議案第 32 号の件を採決します。議案第 32 号、美瑛町職員定数条例の一部改正についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。したがって、議案第 32 号の件は原案のとおり可決されました。

日程第 13 議案第 33 号 美瑛町職員の給与に関する条例の一部改正について

○議長（佐藤晴観議員） 日程第 13、議案第 33 号、美瑛町職員の給与に関する条例の一部改正についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

今瀧総務課長。

（総務課長 今瀧 毅君 登壇）

○総務課長（今瀧 毅君） 議案第 33 号の提案理由につきましてご説明いたします。議案集は 119 頁、改正の要旨及び新旧対照表は別冊資料 35 頁から 36 頁になります。今回の美瑛町職員の給与に関する条例の一部改正については、研修等を目的とした職員の派遣に当たり、地域手当の支給地域を追加する必要があるため、本条例の一部を改正するものです。最初に議案を朗読し、その後、資料に基づき改正内容の説明をいたします。議案集 119 頁になります。

（議案の朗読を省略する）

次に、別冊資料によりご説明申し上げます。別冊資料の 35 頁になります。

1 の改正の要旨につきましては、冒頭の提案理由で説明したとおりですので説明を省略いたします。

2、改正の概要、別表第5の支給地域に、大阪府大阪市を加え、支給割合を国家公務員等の一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第98号）に準拠し100分の16とするものです。

3、施行期日、令和5年4月1日から施行する。なお、資料36頁の新旧対照表の説明は省略いたします。

議案集119頁の附則を朗読いたします。附則、この条例は、令和5年4月1日から施行する。

以上で、議案第33号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤晴観議員） これから質疑を行います。改正条例全文について質疑を許します。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第13、議案第33号の件を採決します。議案第33号、美瑛町職員の給与に関する条例の一部改正についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。したがって、議案第33号の件は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第34号 美瑛町特別会計条例の一部改正について

○議長（佐藤晴観議員） 日程第14、議案第34号、美瑛町特別会計条例の一部改正についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

今瀧総務課長。

（総務課長 今瀧 毅君 登壇）

○総務課長（今瀧 毅君） 議案第34号の提案理由につきましてご説明いたします。議案集は120頁、改正の要旨及び新旧対照表は別冊資料37頁から38頁になります。今回の美瑛町特別会計条例の一部改正については、令和5年度から公共下水道事業及び水力発電事業に地方公営企業法（昭和27年法律第292号）の財務規定等を適用し、企業会計へ移行させることに伴い、本条例の一部を改正するものです。最初に議案を朗読し、その後、資料に基づき改正内容の説明をいたします。議案集120頁になります。

(議案の朗読を省略する)

次に、別冊資料によりご説明申し上げます。別冊資料の37頁になります。

1の改正の要旨につきましては、冒頭の提案理由で説明したとおりですので説明を省略いたします。

2、改正の概要、本条例により設置している「美瑛町公共下水道事業特別会計」及び「美瑛町水力発電事業特別会計」について、両会計の名称を改正するものです。

3、施行期日、令和5年4月1日から施行する。なお、資料38頁の新旧対照表の説明は省略いたします。

議案集120頁の附則を朗読いたします。附則、施行期日、第1項、この条例は、令和5年4月1日から施行する。以下、附則第2項及び第3項の朗読を省略いたします。

以上で、議案第34号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長(佐藤晴観議員) これから質疑を行います。改正条例全文について質疑を許します。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第14、議案第34号の件を採決します。議案第34号、美瑛町特別会計条例の一部改正についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第34号の件は原案のとおり可決されました。

日程第15 発議第2号 美瑛町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

○議長(佐藤晴観議員) 日程第15、発議第2号、美瑛町議会の個人情報の保護に関する条例の制定についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

8番桑谷覚議員。

(8番 桑谷 覚議員 登壇)

○8番(桑谷 覚議員) 発議第2号の提案理由について説明します。今回の条例の制定につきましては、国において個人情報保護に関する法律が改正され、美瑛町個人情報保護条例が廃止されたため、新たに美瑛町議会の個人情報の保護に関する条例を制定するものです。最初に議

案を朗読し、その後、制定内容についてご説明いたします。

(議案の朗読を省略する)

それでは、別紙、美瑛町議会の個人情報の保護に関する条例の制定要旨により、ご説明いたします。

本条例は、6つの章、56の条文で構成されています。

第1章では、条例の目的や定義など、総則について、第2章では、個人情報の保有の制限や適正な取得など個人情報等の取扱いについて、第3章では、個人情報ファイル簿の作成及び公表の個人情報ファイルについて、第4章では、開示請求権や開示決定等の制限など、開示、訂正及び利用停止について、第5章では、適用除外や施行状況の公表など雑則について、第6章では、罰則について規定しています。

附則では、施行期日について規定しています。

以上で、発議第2号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願ひします。

○議長(佐藤晴観議員) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第15、発議第2号の件を採決します。発議第2号、美瑛町議会の個人情報の保護に関する条例の制定についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願ひます。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、発議第2号の件は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第35号 令和4年度美瑛町一般会計補正予算(第11号)について

○議長(佐藤晴観議員) 日程第16、議案第35号、令和4年度美瑛町一般会計補正予算(第11号)についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

今瀧総務課長。

(総務課長 今瀧 毅君 登壇)

○総務課長(今瀧 毅君) 議案第35号の提案理由についてご説明いたします。議案集は121

頁から127頁になります。今回の補正予算は、担い手確保・経営強化支援事業が割当内示となったことによる追加補正です。それでははじめに議案を朗読し、その後、内容の説明をいたします。議案集121頁になります。

(議案の朗読を省略する)

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明申し上げます。はじめに歳出からご説明いたします。議案集126頁になります。歳出、第6款農林水産業費、第1項農業費、第2目農業振興費、補正額8,290万円の追加です。担い手確保・経営強化支援事業割当内示に伴う事業補助金の追加です。

次に、歳入になります。議案集124頁になります。

歳入、第15款道支出金、第2項道補助金、第4目農林水産業費補助金、補正額8,290万円の追加です。事業の割当内示に伴う道補助金の追加です。

次に、議案集123頁になります。第2表繰越明許費補正です。令和5年度に繰越して事業を実施するものです。款、項、事業名、金額の順に読み上げます。第2表繰越明許費補正、追加、第6款農林水産業費、第1項農業費、事業名、担い手確保・経営強化支援事業、金額8,290万円。122頁の第1表歳入歳出予算補正の説明は省略いたします。

以上で、議案第35号の説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長(佐藤晴観議員) これから質疑を行います。はじめに総括質疑を許します。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで総括質疑を終わります。

次に、議案集の126頁及び127頁。はじめに、歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出、第6款農林水産業費について質疑を許します。

(「なし」の声)

質疑なしと認め、次に進みます。

次に、議案集の124頁及び125頁。歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入全款について質疑を許します。

(「なし」の声)

質疑なしと認め、次に進みます。

次に、議案集の121頁から123頁まで。令和4年度美瑛町一般会計補正予算(第11号)の条文並びに第1表歳入歳出予算補正及び第2表繰越明許費補正について質疑を許します。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第16、議案第35号の件を採決します。議案第35号、令和4年度美瑛町一般会計補正予算(第11号)についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第35号の件は原案のとおり可決されました。

午前10時40分まで休憩します。

休憩宣告(午前10時26分)

再開宣告(午前10時40分)

日程第17 議案第27号 指定管理者の指定について

○議長(佐藤晴観議員) 休憩前に引き続き、会議を再開します。日程第17、議案第27号、指定管理者の指定についての件を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

高島商工観光交流課長。

(商工観光交流課長 高島 和浩君 登壇)

○商工観光交流課長(高島和浩君) 議案第27号の提案理由につきまして、ご説明を申し上げます。議案集につきましては116頁になります。美瑛町白金観光拠点施設は、令和4年4月から一般財団法人丘のまちびえい活性化協会が指定管理者として指定を受けてきましたが、三法人による業務再編に伴い、有限会社美瑛物産公社を指定管理者として指定したいので、議会の議決を求めるものです。それでは議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

以上で、議案第27号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長(佐藤晴観議員) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「はい」の声)

11番青田議員。

○11番(青田知史議員) 11番青田でございます。よろしくお願いいたします。議案第27号、美瑛町白金観光拠点施設の指定管理について質疑を行わせていただきます。まずもって、こちら三法人の再編ということですね、私もかねてから、三法人の再編については、非常に関心を持ちながら、いろいろこう調査しながらですね、これまでも質疑等を行ってきております。

ただその前にですね、2月23日に、こちらの指定管理、美瑛町白金観光拠点施設、こちら条例では、道の駅白金ビルケと青い池の売店がその対象となっております。2月23日にですね、こちらの青い池の売店の近くで、スロープでですね、町民の方の転倒事故がございました。夜の8時半頃という風にですね、近所のそういう、近くにいた方からのそういう話も伺っております。それで詳細については差し控えますが、本当に大変な、重篤な状態という風に伺っております。本当にこう町民の方に心からお見舞い申し上げて、本当にこう、なぜこのようなことが起きたのか、町議会の一人としてですね、非常に管理体制憂慮しているところでございます。

三法人の再編は、少なくともこれまで700万の予算をかけて、再編の計画が練られ、また、令和4年度予算においても1,100万円の予算、こちらについては必要がなくなったということで、未執行という言葉がいいかどうかあれですけども、なかなかこう、方向性が見えてこない。そのような状態にあったという風に認識しております。町長の公約でもありましたが、新まちづくり会社、新まちづくり組織ということも全く形にはなっておらない。そのような中で2月23日の事故、こちらについて、夏場については、青い池の売店があり、そこで何らかの対応ができるかもしれません。目が行き届いて、安全性の確保ということができたかもしれませんが、冬期間において、まず事故がないように、目配り、町民、または観光客の安全安心を守り、楽しく観光していただけると、国内だけでなく世界的にも有名になった青い池、そこでですね、楽しく過ごしたい、そういうような思いで皆さん集まってくると思いますが、私は、この管理体制がしっかりとしてない、その結果、2月23日の痛ましい事故につながっているんじゃないかと極めて憂慮しております。まず、その管理体制について、どう考えているのか伺いたいと思います。

また、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの期間において、美瑛町活性化協会が指定管理という風になっておりましたが、果たして短期間で変えてしまう、近視眼的な、言葉は悪いかもしれませんが、近視眼的なそういう対応でですね、再編が果たしてうまくいくのか。活性化協会から物産公社へ変更する、その基本的な目的というか、その辺り果たしてどう考えてるのか、2つ目として伺いたいと思います。

また、働く人たちの、三法人で働く人たち、それが果たして、再編をきちんと理解した上で、法人が変わるということは、一旦退職する、そのようなことにもつながるかと思えますし、聞くところによりますと、労働的な、そのような団体を作って交渉をしなければならないというような、極めて憂慮する、そのような雇用環境にある、そういうような話も聞いております。また、その辺についてどうお考えか、職員の方の雇用状況についてどうお考えか伺いたいと思います。

また、求人関係になりますけれども、美瑛物産公社が道の駅白金ビルケ。これはまだ指定

管理の議決が終わっていないにもかかわらず、某フリーペーパー、また、求人雑誌において、美瑛物産公社が道の駅びえい白金ビルケ売店、道の駅びえい白金ビルケを勤務先とする求人広告が打たれております。議会軽視と言えるのではないかと極めて憂慮しております。白金ビルケは、5月から10月の間、多くの観光客の方をお迎えし、美瑛の魅力を伝える、本当に大切な案内所であります。そこに働く、観光案内をしている方たちは、観光に関する研修をしっかりと受け、また、ジオパークの精神を理解した上で業務内容を行っていて、町が進める移住相談も対応しているというような話を聞いております。職員の雇用を含めて、そのような実態をきちんと町は把握しているのか。今後の再編によって、よりしっかりとした観光、さらにはDMOも含めて、三法人の再編ということ言えば、しっかりと結果を残していかなくやならない、そのように認識しておりますが、どのようにお考えなのか伺いたいと思います。

○議長（佐藤晴観議員） 休憩します。

休憩宣告（午前10時50分）

再開宣告（午前10時51分）

○議長（佐藤晴観議員） 再開します。

（「はい」の声）

高島商工観光交流課長。

○商工観光交流課長（高島和浩君） 今、4点ほどご質問いただいたかと思っております。まず1つ目の青い池の事故の部分の管理体制ということだと思いますけれども、まず事故が起こったのはもちろん承知しておりまして、場所につきましてはスロープの部分という風に聞いておりますので、今回の指定管理の施設の範囲ではないので、指定管理者としてということではなくですね、町としてどのように管理してるかということでも答弁させていただきますけれども、冬場、ライトアップ等でですね、あそこの青い池の施設は開けておりまして、スロープですので当然、坂になっておりまして、滑って転ぶということも想定されておりますので、観光協会等にですね、お願いして観光アドバイザー等にですね、危険な時は砂を撒いていただきたいということをお願いをして、協力してその管理に当たっていると、そういったことで対応しております。

続きまして、1年で指定管理者が活性化協会から物産公社に変わる点ということなんですけれども、これにつきましては昨年、丁度、指定管理者の期間の満了をもって、1年前に、活性化協会ということでまた、それまでも活性化協会でしたので継続して令和4年以降も指定管理者といったことなんですけれども、当然これは業務の再編というかですね、議員おっしゃるとおりですね、まちづくり会社をつくるという議論の中で、最終的には業務の再編ということになりましたので、この部分については、当然その令和4年の4月の段階ではそこまでの決定を見ておりませんので、今の段階で業務の再編をした結果、こういう形で提案させていただくという形になったということです。

続きまして、職員の雇用の問題ということなんですけども、これも何度もご説明したかと思えますけれども、職員の無期雇用の職員については雇用を守るというかですね、今まで、活性化協会、物産公社、それぞれの職員、観光協会も含めまして、ここの無期雇用職員については、従前のような雇用体制を守るということで、お話してきたとおりでありますので、このように無期雇用の職員については雇用体制を守ってきたということです。

それから、求人雇用を早い段階で出してるんじゃないかということでもありますけども、ここにつきましても、今、コロナ明けでですね、様々な、なかなか人が集まらないという状況の中で、4月以降もですね、白金ビルケ、白金の拠点施設ですね、こちらの方の運営をするためにはですね、人を物産公社としても集めなくちゃいけないという部分で、早い段階で求人を出してきたということでもあります。以上です。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 11番青田議員。

○11番(青田知史議員) 答弁いただきました。今の、やはりどこまでいってもですね、町には私、安全配慮義務というのがあるんじゃないかと思うんです。例えば、凍結路面で交通事故が起きた場合であるとか、また、スーパーマーケット等で転倒事故があった場合、そのような時にはですね、やはりその管理者が安全配慮義務があると、そのような判例が幾つもございます。その中でいうと、今回の事故についても、やはりですね、スロープから上に登ったところの左手の方に青い池の売店がございます。そこに至る過程、また一方、駐車場の方はですね、別な指定管理ということで、その狭間にあるというようなことで理解はしているんですけども、ただその設置者としてですね、やはりその辺りについて、指定管理のきちんと契約をした上ですね、安全確保ができるような契約になっていて指定管理をしようとしているのか、その辺り、再度答弁を求めたいと思います。

続きまして、まちづくり会社を作るということで、今、課長の答弁ございましたけれども、まちづくり会社を作るのであれば、これ最終形ではないという町長の方の一般質問の答弁もありましたけど、最終形ではないにしろ、では、まちづくり会社が果たしてどのような形になるのかというのはですね、全然やはり見えてこないんで、この辺りについては、この再編のところと併せてその方向性について伺いたいと思います。

また、求人の広告については、なかなか人手が集まらないと、そのような話もございました。であれば、無期雇用の方だけでなく、有期雇用の方についてもですね、しっかりと雇用を守ると、そのような姿勢が必要なんではないでしょうか。再度、伺いたいと思います。

また、求人の広告について言えば、過去に町長は、よくご存じかと思えますけれども、商品券の発行の際に、付帯決議が出たことがあるかと思われます。それは、フライングして新聞報道がされた。それが議会軽視ではないかと、そのような話をされていたかと思えますが、今

回の求人については、あくまでも、フライングではないのかと私は認識しておりますが、お考えを伺いたいと思います。

○議長（佐藤晴観議員） 休憩します。

休憩宣告（午前10時57分）

再開宣告（午前10時57分）

○議長（佐藤晴観議員） 再開します。

（「はい」の声）

角和町長。

○町長（角和浩幸君） 詳細にわたるところについては、後ほど担当課長から答弁をさせますけれども、まず、私に対するご質問と感ずるところにつきましてお答えをさせていただきます。三法人の方向性につきましてですけれども、これまでも幾度となく議会の中でご説明をさせていただきました。最終形とは思ってございませんが、現在の活性化協会、物産公社、観光協会のあり方を考えた中で、前回、再編の最終形につきましてご説明をさせていただいたところがございます。これが最終確定した形であるとは思ってございません。今回、その三法人の再編の中で課題となっておりましたのが、物産公社の経営状況等のところの部分というものがございます。かつ、物産公社の経営状況がより改善された段階で、この組織、三法人の組織がよりよく、美瑛町の地域の発展のために結びつく、そういう組織になる、そのためには、更なる再編が今後生まれてくるだろうと思っておりますけれども、現時点で最善の策を取らせていただいと考えております。

また、求人についてでございますけれども、物産公社といたしましてここの運営の委託を現在受けておりますので、この委託の中の募集ということございまして、指定管理の指定以前に行ったという、いわゆるフライングとは認識してございません。

また、雇用についてでございますけれども、私は、私がこれまでもしてきました、正規職員さんたちの雇用は守ってまいりますということにつきましては、議会の皆さまにもご説明し、再編のとおりの変動となっております。ただ、それぞれの業務の特性から季節的なものですか、繁忙期等、様々な要因によりまして雇用が生じることもあろうかと思っております。そこについて念頭において全職員の雇用を守ると申してきた訳ではないことをご理解いただきたいと思います。

○議長（佐藤晴観議員） 休憩します。

休憩宣告（午前10時59分）

再開宣告（午前11時00分）

○議長（佐藤晴観議員） 再開します。

（「はい」の声）

高島課長。

○**商工観光交流課長（高島和浩君）** 1点目の青い池の部分のスロープの指定管理者として安全管理を行うような契約にしては、ということだったと思いますけども、青い池につきましては町で管理してるということで、今、これまでもやっておりまして、当然、町だけでできるのかと言われでもですね、町で管理しつつ、いろんな観光協会等と協力して管理していくということで、特に、指定管理の中に含めるという考えはないということです。以上です。

（「はい」の声）

○**議長（佐藤晴観議員）** 11番青田議員。

○**11番（青田知史議員）** 答弁いただきました。町長の答弁もいただきましたけれども、町長、2月23日にですね、大きな事故があつて、そのあと議会、会議あつたじゃないですか。行政報告だとかですね、私は、自治体のトップの役割は、町民の方の安心安全を守る、そこに尽きると思いますよ、まず。そこでしっかりと、あつたことはですね、議会にもきちんと行政報告があつて、私は然るべきだと思います。そして今、担当課長から管理が町の管理にあると、そういうような話がありました。しっかりとその辺りですね、砂を撒いてそういうような不測の事故が起こらないように、しっかりとやってきていたのか、果たして、24日の日に、役場の方に連絡があつたという風には聞いておりますけれども、どのような連絡があつて、これまで何をしてきたのか、町長お答えください。

（「はい」の声）

○**議長（佐藤晴観議員）** 角和町長。

○**町長（角和浩幸君）** 行政報告につきましては、これまで議会の皆さまに行政報告でご報告申し上げる案件につきまして、これまで一定の決まり、規定の中で、これまでの前例の中で申し述べて報告をさせていただいております。今回はその行政報告の対象になるとは考えていない案件でございます。また、事故の被害に遭われた方に本当に心からお見舞いを申し上げるところでございます。事故の発生状況などにつきまして細かく検証し、再発防止に万全を尽くしてまいりたいと考えているところでございます。

○**議長（佐藤晴観議員）** ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第2、議案第27号の件を採決します。議案第27号、指定管理者の指定につ

いての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第27号の件は原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第28号 指定管理者の指定について

○議長(佐藤晴観議員) 日程第18、議案第28号、指定管理者の指定についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

高島商工観光交流課長。

(商工観光交流課長 高島 和浩君 登壇)

○商工観光交流課長(高島和浩君) 議案第28号の提案理由につきましてご説明を申し上げます。議案集につきましては116頁になります。美瑛町四季の情報館の指定管理者の指定については、引き続き、一般社団法人美瑛町観光協会に指定したいので、議会の議決を求めるものです。それでは議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

以上で、議案第28号の提案理由の説明を終わります。よろしく願い申し上げます。

○議長(佐藤晴観議員) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第18、議案第28号の件を採決します。議案第28号、指定管理者の指定についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第28号の件は原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第29号 指定管理者の指定について

○議長(佐藤晴観議員) 日程第19、議案第29号、指定管理者の指定についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

高島商工観光交流課長。

(商工観光交流課長 高島 和浩君 登壇)

○**商工観光交流課長(高島和浩君)** 議案第29号の提案理由につきましてご説明を申し上げます。議案集につきましては116頁になります。美瑛町地域資源活用総合交流促進施設の指定管理者の指定については、引き続き、有限会社美瑛物産公社に指定したいので、議会の議決を求めるものです。それでは議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

以上で、議案第29号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○**議長(佐藤晴観議員)** これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第19、議案第29号の件を採決します。議案第29号、指定管理者の指定についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第29号の件は原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第30号 指定管理者の指定について

○**議長(佐藤晴観議員)** 日程第20、議案第30号、指定管理者の指定についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

吉川農林課長。

(農林課長 吉川 智巳君 登壇)

○**農林課長(吉川智巳君)** 議案第30号の提案理由の説明を申し上げます。議案集は116頁及び117頁になります。美瑛町置杵牛農産物加工交流施設につきましては、現在、株式会社北海道米菓フーズが指定管理を行っております。本年3月31日で指定期間が終了するため、改めて募集したところ、同社から申出があり、指定管理選定委員会にて候補者として選定したところです。同社につきましては、引き続き地元食材を利用して、菓子類の製造販売のほか、

加工品の原料を当施設で製造する予定となっております。美瑛農産物を活用した商品の製造、開発、そして地域振興に寄与するものと評価し、地方自治法に基づき指定管理の指定をお願いするものであります。それでは議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

以上で、議案第30号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長(佐藤晴観議員) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第20、議案第30号の件を採決します。議案第30号、指定管理者の指定についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第30号の件は原案のとおり可決されました。

日程第21 議案第31号 指定管理者の指定について

○議長(佐藤晴観議員) 日程第21、議案第31号、指定管理者の指定についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

山下文化スポーツ課長。

(文化スポーツ課長 山下 浩史君 登壇)

○文化スポーツ課長(山下浩史君) 議案第31号について、提案理由の説明を申し上げます。議案集は116頁、117頁になります。美瑛町白金クレイ射撃場につきましては、本年3月31日で指定期間が満了となることから、その管理につきまして、引き続き、北海道猟友会旭川支部美瑛部会へ指定管理の指定をしたいので、地方自治法に基づき、議会の議決をお願いするものです。それでは議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

以上で、議案第31号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長(佐藤晴観議員) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第21、議案第31号の件を採決します。議案第31号、指定管理者の指定についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第31号の件は原案のとおり可決されました。

日程第22 意見書案第1号 旭川空港の機能充実と新千歳空港の代替空港としての活用を求める意見書について

○議長(佐藤晴観議員) 日程第22、意見書案第1号、旭川空港の機能充実と新千歳空港の代替空港としての活用を求める意見書についての件を議題とします。本件について趣旨説明を求めます。

(「はい」の声)

13番八木幹男議員。

(13番 八木 幹男議員 登壇)

○13番(八木幹男議員) 朗読をもって提案に代えていただきます。

(意見書案の朗読を省略する)

以上であります。

○議長(佐藤晴観議員) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第22、意見書案第1号の件を採決します。意見書案第1号、旭川空港の機能充実と新千歳空港の代替空港としての活用を求める意見書についての件を、決議することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、意見書案第1号の件は決議することに決定し、決議書を関係機関に送付することにいたします。

日程第23 意見書案第2号 食料安全保障の強化及び食料・農業・農村施策の確立と酪農・畜産経営の安定を求める意見書について

○議長（佐藤晴観議員） 日程第23、意見書案第2号、食料安全保障の強化及び食料・農業・農村施策の確立と酪農・畜産経営の安定を求める意見書についての件を議題とします。本件について趣旨説明を求めます。

（「はい」の声）

12番山本賢一議員。

（12番 山本 賢一議員 登壇）

○12番（山本賢一議員） 朗読をもって提案いたします。

（意見書案の朗読を省略する）

よろしく願いいたします。

○議長（佐藤晴観議員） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第23、意見書案第2号の件を採決します。意見書案第2号、食料安全保障の強化及び食料・農業・農村施策の確立と酪農・畜産経営の安定を求める意見書についての件を、決議することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。したがって、意見書案第2号の件は決議することに決定し、決議書を関係機関に送付することにいたします。

日程第24 所管事務調査の申し出について

○議長（佐藤晴観議員） 日程第24、所管事務調査の申し出についての件を議題とします。本件について、総務文教常任委員会委員長大坪正明議員、産業経済常任委員会委員長野村祐司議

員、議会運営委員会委員長桑谷覚議員から所管事務調査を行うため、閉会中の継続調査の承認を求める申し出が別紙のとおりありました。

おはかりします。本件については、各委員長からの申し出のとおり承認したいと思います。
ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

異議なしと認めます。したがって、本件は各委員長の申し出のとおり承認することに決定しました。なお、派遣地、調査事項等に変更が生じた場合には、議長において承認したいと思いますので、了承願います。

閉会宣告

○議長(佐藤晴観議員) これをもって、本定例会に付議された案件の審議は全部終了しました。会議を閉じます。令和5年第1回美瑛町議会定例会を閉会します。

閉会挨拶

○議長(佐藤晴観議員) はい、お疲れさまでした。例年ですけど、ここで定年退職を迎える職員さんに、ご挨拶をいただけたらと思っておりますので、高崎さん、すいませんよろしく願いいたします。ここでやるんですよね。自席でいいですか。じゃあ、はい、お願いします。

○地域包括支援センター所長(高崎史江里君) 皆さん、このような場をいただきましてありがとうございます。一言お礼を申し上げたいと思います。私は保健師として、保健センターに12年余り、その後、地域包括支援センターに15年位、位じゃないですね、丁度15年ですね、仕事をさせていただきました。その間、本当に美瑛町民の皆さまにお世話になりまして、保健師として頑張れる、軸をいただいたと思っております。本当に健診データと一緒に一喜一憂したり、本当に暮らしそのもの、生活そのものを真剣に考える介護の現場に行ったりと、その都度、町民の皆さまにいろんなお話を伺って、仕事に取り組みせていただいたと思っております。きちんと話を聞いて、それから真剣にお返しするという、その繰り返しっていうのは保健でも福祉でもどこでも同じかなと思っております。

本当に、坂田美香議員さんもですね、議員さんとして、私どもにどんな仕事の中身をやってるのかと真剣に聞きに、メモを片手に聞きに来ていただいていたのを凄く今日思い出しました。

私はこれからもですね、美瑛町で働く者という、町民として、しばらく美瑛町にいたいと思っておりますので、今後ともよろしく願いいたします。本日は皆さまお忙しい中、このよ

うなお時間いただきましてありがとうございました。

(拍 手)

○議長（佐藤晴観議員） はい、ありがとうございました。定例会終わりました。そして、我々に、まだ任期は、ひと月ちょっと位ありますけど、大きな仕事も今期中は終わったというところになります。私も皆さんの前でこうやってお話するのも最後かなと思うところもあります。本当に4年間、私自身もお世話になりました。至らぬ点多々あったと思います。議会議員の皆さんのご協力、そして事務局の協力、そして町長、副町長、教育長、会長、代監、そして職員の皆さん、お力添えやご協力いただきました。この場を借りまして、心よりお礼申し上げて、4年間お世話になりましたとお伝えしたいと思います。本当にありがとうございました。

そして今日お疲れさまでした、はい。では、また、皆さんね、美瑛町をいい町にしていくなために、何か皆さんとどっかで出会ったら、働けたらなと思ってますんで、よろしく願いいたします。本当にお疲れさまでした。ありがとうございました。

午前11時26分 閉会

上記のとおり相違ないことを証するため、ここに署名します。

令和5年4月17日

美瑛町議会 議長 佐藤 晴 観

議員 高 田 紀 子

議員 青 田 知 史